## ○経済産業省告示第百五十四号

が 十二年通商産業省告示第七百九十号 輸 告示で定める貨物) 入貿易管理規則 (昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第二条第一項第一号ハの規定に基づき、平成 の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。 (輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣

平成二十八年五月二十三日

経済産業大臣 林 幹雄

いこんぶ属、こんぶ属 پړ とえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属」や「ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり ٧٧ (あしばすじこんぶや深へ。)」に改め、同表の $2106・90-2-(2)-{
m E}$ の項中「あまのり属、あおのり属、ひ M あおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属 あまのり属又はべにたな属」に改め、 属又はこ 本則の表の1212・21-2の項中「あまのり属」を「まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ ぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る んぶ属」を「ひとれぐな属、 (あつばすじこんぶを除く。)、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼ 同表の1212・21-3の項中「あおのり属、ひとえぐお属、と W , (\lambda } ろころ

○輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物(平成十二年通商産業省告示第七百九十号) 新 旧 対 照 表

					産		
2106·90-2-(2)- E	1212•21-3	1212 • 21 – 2	(略)	関税定率表 <i>の</i> 番 号 等	産業大臣が告示で定める貨物は、次に輸入貿易管理規則第二条第一項第一		
海草の調製食料品 (ひとえぐさ属、あおさ属 (たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うす	その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、うりにあおのり、ぼうあおのり、うずばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばすじこんぶを除く。)のものに限る。)	まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ 属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)	(昭)	品目	める貨物は、次に掲げるものとする。第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済	改正案	
2106·90-2-(2)- E	1212 • 21 – 3	1212.21-2	(略)	関税定率表 <i>の</i> 番 号 等	産業大臣が告示で定める貨物は、輸入貿易管理規則第二条第一項		
海草の調製食料品( <u>あまのり属、り属、ひとえぐさ属、とろろこんはこんぶ属</u> のものに限る。)	その他の食用の海草(あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属 のものに限る。)	<u>あまのり属</u> の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)	(路)	끔	1H I	現行	
<u>まのり属、あおの</u> とろろこんぶ属又 る。)	(あおのり属、ひと)が属又はこんぶ属	真及びこれを交え 長第1212・21号の )		ш	次に掲げるものとする。 《第一号ハの規定に基づき、経済		

ばあおのり、みなみあおのり又はすじあ おのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こ んぶ属(あつばすじこんぶを除く。)、 まくれあまのり属、あかねぐものり属、 ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ 属のものに限る。)